

大田市告示第34号

大田市太陽光発電導入促進事業費補助金交付要綱（平成24年大田市告示第42号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

大田市長 楫野弘和

第2条第1号中「太陽光で発電する設備であって、」の次に「設置時に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定を取得し、」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第4条第1号中「3万円」を「2.5万円」に改め、同条ただし書中「12万円」を「10万円」に改め、同条第2号ただし書中「7万円」を「5万円」に改める。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

様式第1号及び様式第3号を次のように改める。

大田市太陽光発電導入促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

大田市長 様

〒 ー

申請者 住所
氏名
電話

大田市太陽光発電導入促進事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

補助金の名称	大田市太陽光発電導入促進事業費補助金	
設置場所		
設置に係る総工事費		円
	【内訳】太陽光発電施設：	円
	蓄電池設備：	円
補助金申請額(①+②)	円	
新たに設置する 太陽光発電設備 住宅用・賃貸集合住宅用 (いずれかに○印をする)	メーカー名	
	太陽電池モジュールの最大出力	kW
	パワーコンディショナの定格出力	kW
	①補助金額(上限 10 万円)	円
設置済みの 太陽光発電設備 住宅用・賃貸集合住宅用 (いずれかに○印をする)	メーカー名	
	太陽電池モジュールの最大出力	kW
	パワーコンディショナの定格出力	kW
	パワーコンディショナの取外しの有無 (いずれかに○印をする)	有 ・ 無
	電力需給契約の最大受電電力	kW
	設置年月日	
蓄電池設備	メーカー名	
	蓄電容量	kWh
	電池種類	
	②補助金額(上限 5 万円)	円

(次頁へ続きます)

契約業者	所在地			
	会社名			
施工業者 ※設備付き住宅を購入する 場合は記入不要	所在地			
	会社名			
補助事業の着手及び 完了予定年月日	着手		完了	
備考				
添付書類				
1 工事見積明細書 2 資金計画書 3 設置場所の位置図 4 太陽電池モジュール配置（予定）図 （太陽光発電設備を設置する場合） 5 蓄電池の仕様等が確認できるカタログ 等の写し（蓄電池設備を設置する場合） 6 電力需給契約書の写し（既存の太陽光発電 設備がある場合） 7 住宅用太陽光発電設備にあつては、太陽電 池 モジュールの公称最大出力の合計値及びパ ワーコンディショナの定格出力の合計値が 確認できる書類。		8 契約業者と施工業者間の発注関係が確認 できる書類（契約書、請書、工事発注書 等）の写し（契約業者と施工業者が異なる 場合） 9 工事着手前の写真 10 滞納のない証明 11 設置承諾書（設置する住宅の所有者と申 請者が異なる場合） 12 その他市長が必要と認める書類		
※申請事項審査結果（担当課）				

注 ※印の欄は記入しないこと。

大田市太陽光発電導入促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

大田市長 様

〒 ー

申請者 住所
氏名
電話

大田市太陽光発電導入促進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり報告します。

補助金交付 決定年月日	年 月 日	補助金交付 決定指令番号	指令 第 号
補助金の名称	大田市太陽光発電導入促進事業費補助金		
設置場所			
設置に係る総工事費			円
	【内訳】太陽光発電施設：		円
	蓄電池設備：		円
補助金交付決定額 (① + ②)			円
新たに設置した 太陽光発電設備 住宅用・賃貸集合住宅用 (いずれかに○印をする)	メーカー名		
	太陽電池モジュールの最大出力		kW
	パワーコンディショナの定格出力		kW
	電力需給契約の最大受電電力		kW
	①補助金額(上限 10 万円)		円
設置済みの 太陽光発電設備 住宅用・賃貸集合住宅用 (いずれかに○印をする)	メーカー名		
	太陽電池モジュールの最大出力		kW
	パワーコンディショナの定格出力		kW
	パワーコンディショナの取外しの有無 (いずれかに○印をする)		有 ・ 無
	電力需給契約の最大受電電力		kW
	設置年月日		
蓄電池設備	メーカー名		
	蓄電容量		kWh
	電池種類		
	②補助金額(上限 5 万円)		円

(次頁へ続きます) 契約業者	所在地				
	会社名				
施 工 業 者	所在地				
	会社名				
補 助 事 業 の の 着 手 及 び 完 了 年 月 日	着手		完了		
備 考					
添付書類 1 収支決算書又はこれに代わる書類 2 完成写真 3 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度認定通知書の写し 4 電力受給契約書の写し（太陽光発電設備を設置する場合） 5 工事請負契約書の写し 6 その他市長が必要と認める書類			※報告事項審査結果(担当課)		

注 ※印の欄は記入しないこと。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和6年3月25日から施行する。